

大分県二輪車安全運転指導員養成講習会・認定審査の実施

大分県二輪車安全運転推進委員会
大分県二輪車普及安全協会

二輪車安全運転指導員等資格、活動、養成及び審査に関する要綱に定めるところにより、県内の若手指導員を養成し組織の充実を図ることを目的として、その基盤を構成する指導員の認定審査を実施したい。

記

1 実施日時

令和8年10月25日（日）午前9時00分から終了まで（受付 午前8時30分～）

2 実施場所

大分市賀来北1丁目11番6号 「大分県自動車学校」

3 認定審査の資格基準

- (1) 大分県内在住で年齢20歳以上であること。
- (2) 現に二輪免許又は原付免許を受けている者であること。
- (3) 二輪車又は原動機付自転車の運転経験が3年以上であること。
- (4) 過去3年以内に、行政処分を受けたことのない者及び悪質な交通違反を犯したものでないこと。
- (5) 大分県二輪車安全運転推進委員会（以下「委員会」という。）主催の指導員養成講習会を修習した者であること。
- (6) その他指導員としてふさわしい者であること。

4 指導員養成講習会及び認定審査日程等

- (1) 講習会・審査日程

時 間	講 習 ・ 審 査	実施
8：30	○受付 運転記録証明書の確認 審査料 3,000 円徴収	二推
8：50	○日程説明	二推
9：00	○開講式	全員
9：10	○運転適性検査（40分） 【適性検査 警察庁K-1】	審査
9：50	○二輪車の特性と事故防止対策講習 法令、安全運転の知識、構造 交通の方法に関する教則の内容となっている事項	講習
10：30	○学科（筆記）試験（20問・20分間）	審査

10:50	休憩	
11:00 (屋外集合)	○二輪車実技講習 ○基礎運転技術Ⅱ～点検、乗車姿勢 ○基礎運転技術Ⅰ～法規走行・課題走行等 ・法規走行～運転免許技能試験実施基準に準ずる ・課題走行～制動、スローム、バランス、コーナリング等	講習
12:30	休憩（昼食）	
13:30 (屋外集合) (会場移動) (教 場)	○講義技能・面接 ○運転に必要な事項についての講義 1 車両を使用し、点検、乗車姿勢についての選択審査（屋外） 2 選択審査（教場） 3 グループ又は個人面接 自動二輪者等の運転について必要な指導についての知識 及び心構え （講義技能1人5分程度、面接グループ15分程度）	審査
(15:30 頃)	○閉会	全員

(2) 講義技能・面接の審査要領

ア 講義技能審査1，2は、選択審査とし課題をくじ引きで決めるものとする。審査員を受講者に見立て、5分程度で講義する。

課題：運転のしくみ・正しい服装と装備・日常の点検・基本の乗車姿勢

イ 面接は、審査員（4人程度）からの質問に答える。

(3) 審査事項等

審 査 項 目		審査方法・合格基準	
学科試験	交通の方法に関する教則の内容とその他自動車の運転に関する知識	○×式による筆記試験	90%以上
講義技能	運転に必要な事項についての講義	審査員の前で講義する	80 点以上
面 接	審査員が質問する	審査員の質問に応答	
適性検査	筆記試験	警察庁K-1型	評価3以上
前歴調査	運転記録証明書により調査する	過去3年以内に行政処分又は、悪質な交通違反がある場合は不合格	

6 審査・認定等の料金

(1) 審査料 3,000円を審査当日受付で徴収

(2) 認定料 3,000円（認定審査に合格した場合に徴収）

7 提出書類等

- 二輪車安全運転指導員審査申込書の原本（押印したもの）
- 運転記録証明書 1通

- 証明写真 2枚 サイズ(縦3×横2.4cm)、無帽、カラー・白黒いずれでも可。
- 運転免許証のコピー 1枚

8 携行品等

- 運転免許証
- 筆記用具(鉛筆(シャープペン可)、黒色ボールペン)
- 使用車両(審査に使用する車両は各自の持ち込み車両)
- 服装等(ヘルメット、手袋、プロテクター等、二輪車の乗車に適したもの)
- 雨具(雨天の場合も実施)
- 昼食(各自持参)

9 申し込み方法

「二輪車安全運転指導員審査申込書」に必要事項を記載し、郵送又はFAXとする。

【連絡先】

〒870-0042

大分市豊町2丁目1番25号

公益財団法人大分県交通安全協会(総務部企画指導室 井上・首藤)

TEL 097-532-0815

FAX 097-532-1398

10 申込期限

令和8年10月2日(金)までに必着とする。